

参議院通信委員會會議録第十二号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)
午前十時五十二分開会

委員の異動

本日委員光村基助君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 安部 清美君
理事 手島 榮君
寺尾 豊君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

新谷寅三郎君
最上 英子君
谷村 貞治君
久保 等君
鈴木 強君
永岡 光治君
山田 節男君
奥 むめお君

政府委員

郵政政務次官 大高 康君
郵政大臣官房長 金沢 平蔵君

説明員

郵政省電波 石川 忠夫君
監理局長 佐々木 君

参考人

日本放送協 溝上 銈君
会副会長
日本放送協 前田 義徳君
会専務理事

本日の會議に付した案件

○簡易保険郵便年金福祉事業団法案
(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○委員長(安部清美君) ただいまより開会いたします。

委員の変更についてお知らせいたします。

本日、光村基助君が委員を辞任せられまして、その補欠に永岡光治君が選任せられました。

○委員長(安部清美君) 簡易保険郵便年金福祉事業団法案(衆議院送付)を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(大高康君) ただいま議題となりまして簡易保険郵便年金福祉事業団法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、政府におきましては、簡易生命保険法及び郵便年金法の規定に基づき、簡易保険及び郵便年金の加入者の健康を保持し、その福祉を増進するための施設といたしまして、全国に簡易保険診療所二十九箇所、加入者ホーム三箇所を開設しており、さらに加入者ホーム五箇所、保養センター二箇所の建設を進めております。

これらの福祉施設の設置及び運営は、現在、郵政省が直接行なっている

のでありますが、福祉施設の今後の拡充発展に備え、その効率的な運営をはかり、また、利用者により行き届いたサービスを提供するためには、特殊法人たる簡易保険郵便年金福祉事業団を設立し、これに福祉施設の設置及び運営を行なわせることが適切な措置であると考え、この法案を提出いたしました次第であります。

次に、法案の内容について、概略御説明申し上げます。

まず第一に、簡易保険郵便年金福祉事業団は法人といたしまして、当初の資本金は、事業の設立に際して政府が出資する現金出資額四億三千八百万円と現物出資額との合計額といたしております。現物出資をいたしますものは、既存の簡易保険診療所、加入者ホーム等の用に供している土地、建物、船舶等であります。

第二に、事業団の役員として、理事長一人、理事三人以内、監事一人を置くことといたし、その任期は、それぞれ三年といたしております。

第三に、事業団の行なう業務といたしまして、簡易保険及び郵便年金の加入者に対する福祉施設のうち、老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうことといたしております。

第四に、事業団の予算、事業計画、資金計画、借入金等につきましては、郵政大臣の認可または承認を要するものといたし、また、政府は、予算の範囲内で、事業団に対し、その業務に要

する費用の一部に相当する金額を交付することといたしております。

第五に、事業団は、郵政大臣が監督するものといたし、また、郵政大臣は、事業団の予算を認可しようとするとき等一定の場合には、大蔵大臣と協議するものといたしております。

その他、この法案におきまして、事業団の設立に関連して必要な簡易生命保険法等の関係法律の改正を行なうことといたしております。

以上が、この法案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(安部清美君) 本案につきましては、本日は提案理由の説明聴取にとどめておきます。

○委員長(安部清美君) お諮りいたします。「放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件」審査のため、日本放送協会理事春日由三君を参考人に追加決定いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(安部清美君) 御異議ないことを決定いたします。

○委員長(安部清美君) 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方はどうぞ順次御発言願います。

○野上元君 きょうは、この新料金による計画についての問題については小野専務がおいでにならないようですから、直接担当が来られてからこの点については質問することにいたしました。比較的料金並びに具体的な長期計画の内容等については質問をしない、その他の問題については質問をしないと思ひます。

まず第一に質問を申し上げたいのですが、御承知のように過般アメリカにおいて通信衛星法ですが突如議會に上程されて、そうして近くテレスタールとあるいはその他の通信衛星が打ち上げられるということが新聞紙上に報ぜられているわけです。で、この内容について若干質問したいのですが、これは現実にはいつごろ打ち上げられて、NHKが計画されている——オリビックまでには國際中継が全國にできるようにという計画を一時皆さん方からその構想の一端が述べられたことがありますが、それに間に合うのかどうか。その点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(溝上銈君) 人工衛星によるテレビジョンの國際中継の問題につきましては、昨年来協會の中にオリビック國際中継委員會を設け、また同時に、オリビック対策本部という臨時職制の機構を設けてこれに対処する形はとっておりますが、アメリカのほうの事情もかなりいろいろ変わってきて、また同時に國內的にもいろいろ問題があるようでございます。それから日本全体として先般來郵政省の中

心として国際電信電話、それから電報公社、NHKといった関係のところ相談をいたしまして、どういふ体制でこれに應ずるかという研究もいたしておりますが、まだアメリカのほうでいわれるオリソニックに完全に役に立つような衛星をいつ、どういふふうにして飛ばすかということまでは確定してないやうであります。ただし、国内体制といたしましては、そういう事態が起こりましたならば、すぐそれに応じ得るやうに、それぞれの機関が分担いたしまして、現実にはNHKといたしましては、たとえば国際電信電話株式会社のチャンネルを通じてNHKのテレビジョンの信号が向こうへ送れるやうに、そのためにはテレビジョンの信号を送る本来の研究が相当まだ残っておりますので、それを鋭意今進めていくわけでございます。

○野上元君　そうすると、あなたのほうで構想されているそのオリソニックまでにこれが間に合うかどうかという点につきましては、今のところ詳細には不明ですか。

○参考人(海上経電)　まだ必ずしもともどもときまっております。

○野上元君　実は国際電報では茨城県でしたかに——政務次官の地元ですね、たしか——パラボラの二十メートル直徑のアンテナを約四億圓くらい投資して作る。郵政省においても電波研究所のほうで同じやうな地区にパラボラ・アンテナをもう建築中であるといふやうな報道があるのですが、NHKとしてはそういう計画はないのですか。

○参考人(海上経電)　この問題は大きく分けますという、テレビジョンの

信号を送り込む問題と、それから国際間のチャンネルを作る、通信回線を作るといふ二つに分かれます。NHKの立場といたしましては、今のところは、国際間の通信回線を作るといふことは今のほうでやっておりますので、これに協力はいたしますけれども、私どものほうの分担といたしましては、テレビジョンそのものの研究、そのものの信号を送り込む研究といふものを主体といたしております。

○野上元君　郵政当局にお聞きしたいのですが、今日、英国ではこの通信衛星法ができたことと、米国内におけるAT&T、RCA、ゼネラル・エレクトリック等がすでにこの問題から入っている。独占競争が非常に行なわれておる。したがって、泥沼の利権争いというやうなことで非常に問題になって、新たにケネディ大統領が法案を出して、一社で独占できないやうな法案を作るといふやうなことがすでに報ぜられて、手を打たれたつあるやうなんです。日本においてもすでにその通信衛星を受けて国際電報が早くもパラボラ・アンテナを作り、電波研究所が作り、あるいはその他民間がこれをするというやうなことになるかと、これまた電波を買収する利権争いというやうなものが出てくると思ふのですが、その点について郵政当局はどのようにこれを判断し、どのような手を打たれようとおるか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(石川忠夫君)　現在は電波研究所にいたしてあるいは国際電信電話株式会社にいたしてあるいは、実験研究の段階でございますが、おののやっておりますのでございますが、これ

が実際に実施するといふ場合になりますと、現在の法令の建前からいいますと、国際通信といふことになりまして国際電信電話株式会社あるいはその委託を受けて国内的には電信電話公社といふやうなことになるかと存じます。アメリカにおけるやうな、メーカーがいろいろ出てきて、そのところで何とかいいますか、今お話にあつたやうな状態にはできるだけしないやうにしたいと、かように考えておる次第であります。

○野上元君　その希望はわかるんですが、現実にもうすでに通信衛星を受けけるパラボラ・アンテナができておることになると、もう建築が実施の段階に移されるということになる、郵政当局としては早く手を打たないと、再びこの通信衛星から貸借を受ける電波の問題について、この争奪戦が始まるというやうな危険が十分に感ぜられるんだが、その点は郵政当局としては具体的にどういふやうな計画を持っておられるのか、その点をお聞きしておきたいと思ふのですが、それは後ほど御質問申し上げますが、F&M等についてすでに今日非常に免許がむずかしい段階にきておるといふやうなこともありますから、いち早く郵政当局は、基本的な抜本的な対策を講じて手を打っておかないと、非常に苦しい立場に追い込まれるのじゃないか、こう考えるのですが、郵政当局としては具体的にどのようなやうにするのか、もしも構想があれば、この機会に知らせておいていただきたいと思います。

○説明員(石川忠夫君)　今のところ具体的に、何といひますか、そういうことに對する対策といふやうなことに

いて、確たるはつきりしたきまつたものはございせん。できるだけ早い機会にそういうものを作つて、先生のにおっしゃるやうな混乱の生じないやうにいたしたいと、かように考えております。

○野上元君　具体的にお聞きしますますが、国際電報公社といふのはそういう業務をやする会社ですか。

○説明員(石川忠夫君)　国際通信を主たる仕事としておる会社でございます。

○野上元君　そうすると、国際電報はその名のとおり、電信電話を取り扱うところであつて、パラボラ・アンテナを作つて電信電話の通信をやられることとは、これは独創的なアイデアとして必ずしも否認すべきものじゃないと思ふが、そのアンテナを利用して他にテレビのチャンネルを貸借するとかいふやうなことになると、この国際電報の仕事から、はみ出すことになりはせぬかというやうな気がするんだが、その点はどうか。

○説明員(石川忠夫君)　現在やつておりますパラボラ・アンテナの実験は、国際通信、要するに電信電話の範囲内でそういう実験をやろうとしておる。承知してあるんですが、さらにこれがテレビ中継というやうなことをこのアンテナでやるということになると、まあ先生のおっしゃる問題が出てくるかと存じますが、この点はさらに研究してみたいと、かように考えます。

ト・ワークに乗せるといふ場合に、それはどこがやるべきなんですか。

○説明員(石川忠夫君)　外国からの信号を受け、あるいは信号として発信する仕事は国際電信電話株式会社の仕事ではなからうかと、こういふふうと考えております。

○野上元君　現実にもうすでにアメリカにおいては通信衛星の法案ができて、もう実行に移されつつあるといふのですから、日本においてもその受け入れ準備ができておらなやうな感じがするんだが、その受け入れはどういふふうにやるんですか。

○説明員(石川忠夫君)　これは現実の問題になるまでにいろいろそこに研究すべき、あるいは検討すべき問題があるかと存じますが、まあ国際電信電話株式会社の施設を通じて外へ電波が出、あるいは電波を受けて、これが国内へ入つてきて、実際にテレビの波として出すのは、どこがどういふやうな形でやるのかと、こういふやうなお尋ねだと思ひますが、現在のところまでの段階におきましては、実ははつきりそれについて確定してありません。が、放送につきましてはNHKが主体になつてやることとなるだろうと、こういふふうには想像されます。

○野上元君　いや、あなたのほうは監督官庁として、想像されると言ふのはちよつと困るんだが、たとえばアメリカの通信衛星が打ち上げられて、この所有権をどうするかによつて私は相当異なつてくると思ひます。たとえば、これをアメリカ国家の所有にするか、あるいは半官半民の公団のやうなものにするか、あるいはまた民間のAT&TあるいはRCA等にまかせるかといふ

ことによつて非常に違つてくると思ふんですが、かりに、アメリカのことで、すから、おそらくこの新聞報道を見ておきますと、まあ民間にまかせるとは、おもしろいこと、さういふ空気が非常に強い。といふことになる、その通信衛星は、アメリカのNASAが持つておるロケットの発射を依頼して、それに金を払つて通信衛星を打ち上げてもらう。打ち上げられた通信衛星は民間の会社のものになる。さうすると、そこから発射される電波を借りる場合には、民間対民間のコーンサル・ベイスによる契約になるのではないかと、さう考へるわけでありませう。さうなつた場合には、私は条約ではなくして、直接民間ベイスによつて、商業ベイスによつて契約がなされるということになれば、どの民間の会社でも大きなアンテナを作つてそれを受けて、どんな自分のネットに流していくといふことも可能になると思ふんですが、さういふふうに考へられませんか。

○説明員(石川忠夫君) いろいろな考へ方があるといふことは、ただいま先生の御指摘のとおりだろつと思ひますが、現在の段階におきましては、郵政省といつたしまして、どういふ構想でどういふ機関がどういふふうにかつて受けるか、あるいは発するかといふことについて、はつきりした方針といふものをまだ実は打ち立てておりません。まあたゞいまCIRにおきまして、宇宙通信のバンドの問題とか、その他あるいはその取り扱い方法につきましても、いろいろ議論といひますか、結論を出すために会議を行なうことになつておりますし、またその際に、郵政省から出かけて行つた人々も、さうい

ういろいろなアメリカにおける実況、あるいはその考へ方、その他をいろいろ検討して見てきていただくことになつておりますので、これらを十分に見ました上で、間違ひのない方針を立てたい、かように考へている次第でございます。

○野上元君 先ほど石川次長は、おそらくその総合的な仕事をなさるのにはNHKだろうと想像されるという発言もあつたのですが、NHKとしてはどういふふうにかつておられるのですか。

○参考人(溝上健君) 先ほど来お話のごさうございましたアメリカ側の経営の主体につきましても、現在アメリカは国際通信といふものを必ずしも独占的にやつていくと、その点は日本と事情が違つていふところ、その点は日本では今までのところは、私もよく存じませんが、どの民間の会社でも大きなアンテナを作つてそれを受けて、どんな自分のネットに流していくといふことも可能になると思ふんですが、さういふふうに考へられませんか。

○説明員(石川忠夫君) いろいろな考へ方があるといふことは、ただいま先生の御指摘のとおりだろつと思ひますが、現在の段階におきましては、郵政省といつたしまして、どういふ構想でどういふ機関がどういふふうにかつて受けるか、あるいは発するかといふことについて、はつきりした方針といふものをまだ実は打ち立てておりません。まあたゞいまCIRにおきまして、宇宙通信のバンドの問題とか、その他あるいはその取り扱い方法につきましても、いろいろ議論といひますか、結論を出すために会議を行なうことになつておりますし、またその際に、郵政省から出かけて行つた人々も、さうい

使つてテレビジョンの中継を行なうという形になるわけでございますから、NHKといつたしましては、今までのところは国際に非常な協力して、国際が当然なすべき研究につきましても、うちの技術で協力しておりますが、さういふものに協力すれば、さういふ形の契約になるのではないかとさういふふうに考へております。

○野上元君 NHKとしては、あくまでもその波の契約は国内的なものになる、直接国際的なものにはならないといふことに了解してよろしいのですか。

○参考人(溝上健君) 法律の形態から申しまして、NHKが自分でサテライトについての全部の設備を作つてはいけませんが、やはりむしろこれは国内的に統一いたしまして仕事を分担して、はつきりした責任を分担して進めたいはうが能率のよい考へから、国際電信電話株式会社がさういふふうな話し合ひで送り出す。受けるほうは向こう。それからテレビジョン自体の問題は全部こつちといふふうにかつて話し合つて、共同研究をしておられるわけでありませう。

○野上元君 さうすると、やはり何といひますか、その波を直接日本に配給する配給会社のようなものは国際電信電話がこれを担当する、さういふことですか。

○参考人(溝上健君) これは先ほど来お話したとおり、政府でお考えいだだける問題だと思ひますけれども、常識的には私もさういふふうにかつて、根拠のあるものじゃございませんけれども、

○野上元君 石川次長にお聞きしたいのですが、それはやはりNHKの今答へされたように、国際電信電話がやるべき仕事になるというのが、常識的に日本の法律体系から見てもさうなるといふこととありますが、さうすると国際電信の仕事は、さうまで許されておるのかどうか。今日の国際電信会社法といふのですか、何といひますか、定款といふのか、さういふもので許されておるのですか。

○説明員(石川忠夫君) 通信としての信号の国際的な授受については国際電信電話株式会社がやるというふうにかつておられますが、よくこの点につきましては検討してございませぬので、さら

○野上元君 私もまだその点は十分に検討を加えておりません。ただちよつと心配になつたので、さういふ点をお聞きしておいたもので、あなたのはうでも十分検討してもらいたいのですが、もう一つ検討してもらいたいのは、国際電信のみがそれをなし得るかどうか、あるいは民間のテレビ会社あるいはラジオ会社がさういふものを作ることもこれは可能かどうか、この点。

○説明員(石川忠夫君) ただいまの国際電信電話株式会社のなすべき、あるいはなし得る仕事とも関連いたしまして、あわせて検討いたしたいと思ひます。

○野上元君 たとえば日本にもテレビ塔ができましたね、東京に。ああいうふうにして独占的に電波を送るといふことが可能であるとするならば、国際的な電波を独占することもこれまた法的に許されるのじゃないかといふやうな気がするわけです。したがつて、国

際電信のみがこれをなし得るのではなかつて、民間会社もまた当然やり得る。NHKといふこともさういふと思へばやれぬこともないという解釈が成り立つのじゃないかといふ気がするので、さういふ点については、これはいろいろあると思ひますが、さういふことになりませうと、アメリカがすでに争奪戦が演ぜられておるといふやうなことを封ずるために特別の立法がされておるといふやうなことで、いち早くやつておられるわけですから、日本もさういふやうなことは、立法措置は手おくれだと思ひます。再び混乱状態になるという可能性があるので、その点は早急にあなたの方で十分検討を加えて抜本的な対策を立てていただきたい、近い将来のこの委員会でも再び質問いたしますから、そのときまでに十分答えられるやうに準備をしていただきたいと思ひます。よろしいですか。

○説明員(石川忠夫君) できるだけ早い機会に検討いたします。

○野上元君 それからもう一つ重要なことは、アメリカが今日予定している通信衛星から発せられる電波、あるいはまた受信する電波の波の数、それが今日現実日本に使われている波の数と同一のものが多い、したがつて非常に混信状態になるであらう、さういふことがすでに心配されているわけだが、さういふ事実はありませんか。

○説明員(石川忠夫君) 宇宙通信にどの波を使うかといふことは、実はまだはつきりいたしておりません、今度のCIRその他で……終局的には来

年の臨時無線主管庁會議ですか、その會議で決定されるというふうに聞いておられますが、いずれにいたしまして、ほんとうのクリヤ・チャンネルが宇宙通信に使われるか否かという点につきましても、公衆通信とぶつかる波が使われる可能性が非常に強いようにも聞いております。

●野上元君 これは二月十八日の日経新聞の記事なんですが、予定されているアメリカの通信衛星テレスターは、地上局から衛星へ送る電波、周波数が六千三百九十メガサイクル、受信周波数が四千七百七十メガサイクルである。しかし四千メガサイクル付近は電電公社が表日本十四系列、裏日本八系列のテレビ、電話用マイクロ中継回線に使っており、この中には、衛星の出す四千七百七十メガサイクルとずばり一致するものもある。六千メガサイクル付近もすでに東海道など八系列を割り当て済みで、三十八年までに全部の波が使われる。またさらに、通信衛星リレーの場合におきましても同様ダブるものが相当出てくる、こういうことがずばりに報ぜられていてるわけでありまして、こういう波を決定するのはどこで決定するのですか。

●説明員(石川忠夫君) 決定したというふうには実は聞いておりませんが、どういふ波を使うかということが宇宙通信の非常に大きな問題の一つでありまして、これについてはC C I Rその他の會議を通じてきめていきたい、そのときに、その他の公衆通信の波とぶつかるかぶつからないか、あるいはぶつかる場合にはどうするかというようなことが討議せられるように聞いております。

●野上元君 そりすると、この新聞に報ぜられている波は、まだ決定していない、したがって、これを決定するのはどこでやるのですか、C C I Rで決定するのですか。

●説明員(石川忠夫君) これははっきり私は承知しておりませんが、今まで聞いたところによりまして、結局、宇宙通信は一国だけでどうにもなる問題ではございませんで、國際的に各國で使いますので、國際間で結局この波を使うか使わぬかというふうなことで、どういふ衛星を打ち上げるかということから、また、どういふふうな波をこれに使うか、そういうふうなことを國際會議の席上において取りきめるのだというふうな聞いております。

●野上元君 その國際會議は、近い將來というふうないつですか。

●説明員(石川忠夫君) 来年の多分一月から二月にかけてだと思ひますが、臨時無線主管庁會議の席においてきめられる予定になっておると聞いております。

●野上元君 私もこれはしろうとですが、内容はよくわからぬのですが、こういうことがもうすでにアメリカのほうでは決定の段階にきて、もうテレスターが打ち上げられようとしておる、あるいはリレー、エコー等が打ち上げられようとしておる段階において、郵政當局が、相手はきめる波の数であるいはそれがどうなっておるかというふうなことを知らないというのは、ちょっと手おくれじゃないかというふうな気がするのですがね。これはどうなんですか、全然そういう研究はされておらないのですか、郵政省として。

●説明員(石川忠夫君) どういふ波が使われるかという点については、こういう波を使いたいというふうな情報としてはある程度は参つております。しかし、これを先ほども申し上げましたように、最終的には國際的な會議によつてきめられる、その席上において、日本だけではございませぬが、各國とも特に公衆通信との關係についていろいろ討議せられて、その結果、最も適當な波が選ばれるのであらう、こういうふうな考えております。

●野上元君 そりすると、郵政當局としては、新聞でいろいろなことが出て、結局、来年一月から二月の間に持たれるその國際會議できまらなければ、これは最終的決定ではないから、別に今のところ心配はない、こういうふうな理解してよろしいですか。

●説明員(石川忠夫君) 最終決定は来年の會議でございしますが、現在、C C I Rの會議も行なわれておりますので、その會議に出席する職員が、まず向こうの状況、情報などの程度のものであるか、真実性がどの程度のものか、あるいはそれがそれらについていろいろ下打ち合わせを申しますか、専門的な打ち合わせを行なうことになつておりますので、まあそういうふうなことが行なわれるに従つて、漸次、何といふますか、實際の姿がはつきりしてくる、かように考えております。

●参考人(瀧上銈君) ちょっと補足的に申し上げますが、現在計画されておられます人工衛星は、全部これは實際でございまして、したがって、その周波数をきめることも、國際的にそり慎重に考えないでやつたのじゃないかという点もございします。したがって、

して、これは聞くところによりまして、最近の分は、たとえばヨーロッパ相手の實驗を主にしている、こういうふうなことも聞いております。したがって、さらに將來、東亞、日本等とを相手にする實驗が行なわれます場合には、當然、現在國內で使つてゐる周波数とぶつからないような周波数をそのときに選ぶということになると思ひます。それら全部含めまして、現在のC C I Rの、これは技術的な委員會でございしますが、これはワシントンで開帳されます。これにつきましては郵政省も私のほうからも人を出して、おまいて、さらにそういう情報をつかみたいと考えておりますが、正式に國際間の今のような周波数がきまります場合は、おそらく各國の事情を調査した上で、そういう問題が起らないような点にきめていくのじゃないかと考えております。

●野上元君 そのこともわかるのですが、この新聞の報道によると、今日米國の通信衛星から発し、また受信する周波数について、國際電報と電電公社は、どの程度混信の可能性があるかについて目下共同調査中である、しかしながら、人工衛星自体の電波をきかせることは相手の都合があつてむずかしい。一方、國內で割当を受けた周波数の電波は、一種の既得権で、これをきかせるというところは送受信施設をきかせる必要があるので、これまた非常にむずかしい、こういうことがすでにいわれておるわけなんです。ということになると、相當困難性があるのじゃないかというふうに、しろうととしては考えられるわけなので、そういう点については、いち早く手を打たないと既

成事實になつてしまふ。今度はアメリカの人工衛星周波数を変えるということになると、人工衛星の施設をまた変えなければならぬということになる、それは、はたしてアメリカが簡単に受け入れるかどうかというふうな問題もありませんから、その点を早く郵政當局としては、技術専門家のNHKあたりと十分連絡をとりながら手を打つてもらいたい、こう実は考えたわけなんです。

●説明員(石川忠夫君) できるだけ早い機會に情報につきまして確かめまして、その上で早い機會に對策について検討いたすようにいたしたいと思つております。

●山田節男君 今の野上委員に對する宇宙通信の周波数の問題ですが、先ほどNHKの瀧上副会長の答弁されたことが實際だと思ひます。しかし一九六〇年の五月にエコー第一号を打ち上げて、實際見えたのですが、アメリカ、カナダ、イギリス、それから西ドイツ、これは協定でもってテストをやつておるのです。ところが一九六二年の五月以降にエコー第二号を打ち上げる。そうすると、今度はエコー第二号はもう遠方へ打ち上げるから、そうすると、東京でも當然今度は地球全面にくるリレーというものは、中継の實驗ができるわけですね。だから、テストに参加する國の協定によつて、この周波数はあくまで實驗のものであるということとでやるように了解しておる、エコー第一号の場合はそう。第二号のエコーの発射の場合は、これは日本としてははもとより直接的な利害の關係のある問題です。ですから、野上君の言われたように、私はアメリカに實際一昨

年行ってみますと、問題点はNASAという、ナショナル・アドバイザリー・セクション・フォー・エアローンティックス——米国防空宇宙局、これなんか周波数の、何といえますか、奪い合いといつてはおかしいけれども、衝突しておる状態です。将米わからぬけれども、ソ連もおそらくそういうようなことがあるのじゃないか、これが今度宇

りと、予算に關係しその他の問題に關係する場合には、国内、国際という、両方の關係があるのですから、これはは野上委員の要求のとおり、もつと私は強く要求しておきますから、至急このNHK、国際電電と協力して資料を集めてもらいたい。準備すべきことは当然だ。これを強くお願いしておきます。

またした場合に多少の調整はできると思
います。

○野上元君　その調整をしなければならぬようなことを業界がやるでしょう
か。もっと確実な証拠を握って、根拠
を握って業界としては金を投じている
のじゃないでしょうか。

○参考人（溝上健君）　注文するほうで
不明確な点がありますれば、そのとき

問題だと思うのですが、そういう点について也十分ひとつ調べてもらいたい。

○説明員（石川忠夫君）　できるだけ早い機会に調査いたします。

○野上元君　その他いろいろと質問したいことはたくさんあるのですが、あまり時間がありませんので先に進めますが、NHKにこの機会にお聞きして

てはまだFMに対する基本的な最終的
態度は決定しておらない、こういうこ
とですか。

○参考人(溝上鑑君) いろいろな案に
つきまして、大きな方向としては今申
し上げたような方向でございしますが、
こまかくそれをどういうふうな傾向で
どういうふうに置局して、それをどこ

はこれに協定、アグリメントでいくつかにぶつかっている。これはNASAの、これを実際やっているATTあるいはRCAの気象通報宇宙衛星ですね。ですから、いずれにしてもすべての周波数に関する問題ですから、暫定的にはこれは協定、アグリメントでいく

○永岡光治君　資料についてですが、今もエコーの問題が質問の議題に上っているわけですが、私は野上君がちょっと触れておりましたオリシンピック関係の通信放送施設の関係について、どういふことになっているかをお聞きしたいわけですが、あとわずか

の責任に沿文するに、同時に一音あるわけでありませんが、純技術的に申しまして、全然周波数がきまらない場合に、全然準備ができないという種類のものではない、こういうふうに思います。

○野上元君　その周波数が決定した場合に、調整するというのは相当大きな費用がかかりますか。

役割を果たすのであり、ということがいわれておりますし、最後の媒体として十分慎重にやらなきゃならぬという二つの意見があるわけですね。すみやかに決定しなければならぬということと、慎重でなければならぬということと、考えているんですが、NHKがFM

とまでは、現在まだ検討中という段階でございます。

○野上元君 私が聞きたいのは、F M を使う場合に、従来はいわゆるカバレッジを白にするために難視聴区域に對してこのF M を実施したいというものが最初の私は願望であつたというふう

号のエコーの場合には、日本は当然参加すべく今茨城県下で準備しているように聞いている。ですから、幸い日本はITUの管理理事国であり、しかも国際周波数登録委員会に長谷君が出てゐるわけでありますから、この点の経緯は簡単です。

です。から、国内通信、国内放送、国際放送、こういうものを含めた郵政省の計画なり組織なりというものがあるはずなんですと私は思うのですがね、まだ詳しくは報告も受けておりませんので、そういう資料があれば、まあ当然あるはずなんです。というふうに思っております。この委員会に

（著者）「金策」 言語の軌跡
りますが、非常に変われば作り変える
ことになりましたけれども、おそらくそ
ういう程度じゃなくて、ある程度の内
部の調整あるいは多少の構造の変化と
いう程度でおさますれば、たいしたもの
でないと思います。

使おうとされているんですか。

○参考人(溝上鯨君) NHKは、先般来実験放送で、すでにFM放送を行なっておりませんが、現在までのところ、在来どおり第三放送としてFMに最も適した番組にこれを使用したいと考えています。

それが進んできて、そうじゃなくて、中波と並行して同じ程度に使って、こうというふうな意見が非常に強くなってきたというふうに思うのです。これは私の思い違いですか。

○参考人（溝上銈君） 先ほど御説明申

の、西歐の一部との共同実験の状況等はこれは精細に郵政省は取り寄せなければいけない。だから、今の石川君の答弁を聞くと、少しその点が抜かっているのではないかと思うのです。ですから、そういうルートをすでに日本はジュネーブに持っているのですから、

ひとつ提出をしていただきたい。このことを要求しておきます。

○野上元君 直接電波に関係しておられる方々よりも、この送受信機のはらのメーカーのほうは非常に進んでいるようです。もうすでに国際電報は東芝その他教社に対してこの送受信機を

ますが、そういうふうに国際電電がすでにある型の送受信機をメーカーに発注しておるといふ事実があるのかないのか。その送受信機はどういう波を受け、あるいは送る機械なのか、そういう点についても調べてもらいたいと思います。それでないとあなたがたがいいのです。

ら、最近の中波における混信の状況を考えますと、これは大電力という問題も考えておきますけれども、どうも徹底的な対策が中波自身については立ちにくいという点も考えまして、やはり非常に混信の少ない特性を持ちますFMをそういう方面に利用する。必ず

スタートいたしましたときの考え方は、全く第一、第二放送以外に第三放送として、ちょうど当時BBCが第三放送をやっておりましたが、それに似通った、高度の、音質も優れた、特に芸術的に程度の高い一つのチャンネルを当てたいと。といういふことを考えて、それにFMを当てたいと。

もつと詳しくこれは取らなければいけない。NHKも直接関係あるのですから、あるいは国際電電も関係あるので、あるいは国際電電も関係あるので、すから、郵政省が主体になってそういうものはできるだけ最近のものまでこれを集めて、それを当委員会にも参考として出せるようにしておかないとい

き上がる、こう言っているのですが、そのでき上がるといわれる機械は、波には関係ないのですか。波の決定には関係ないのですか、この機械は。

○参考人(薄上鑑君) 当然関係がござえますが、しかしそれは、正確にき

ろいろ行政的手段に訴えられるまで、業界のほうにおいてはどんどん既成事実を作っていくてしまおうというよりなことになるのじゃないかというよりな気もするし、その業界のほうが正しいのか、政府のほうが手おくれになつておるのか、その点は将来重大な

しも補足的という意味ではございませうが、そういう二様の利用方法がある。これを将来どういうふうに総合してFIMを活用するかということは、今後さらに研究したい、政府の御方針にも沿うように研究したい、さように思っております。

うことには、中波ではもう新しい余波もございませんでした。同時にFMとも新しくしかも優れた性能を持つた新しいチャンネルがこれに非常にマツチてきておるといふふうに考えて、そこからスタートしたのでございますが、その後数年たつて現在の混信状況を見まし

て、それだけではどうも足りない、やはり混信の除去という点にもこれは十分利用しなければならぬというふうな考へて参つたわけでございます。

○野上元君 まあとにかくF Mの免許申請は今や膨大な数に上つてゐるわけですが、これを郵政省が免許する根本的方针について、なかなか郵政省としては決定ができてないという段階に今日あるようです。で、いろいろな理由があるのかと思ふのですが、私は、最初申し上げましたように、難視聴区域を救済するためにF Mというものが利用されるということであるならば、これはおそらくNH Kだけがやればよいんじゃないか。ほかの民間ではほとんど必要がないと思ふのです。ところが、F Mをやれば商業ベースに乗せようという動きが出てきたということになると、F Mだけで独立して経営が成り立つかどうか、ペイするかどうかという点が非常に大きな問題になつてきてゐると思ふのです。で、外国の実績等を調べてみますと、採算がとれないという場合が非常に多いようです。そうすると、F Mというものが単独で会社を設立して商業ベースに乗せるといふことは非常にむずかしいのじゃないかという心配があると思ふのです。そうすると、結局今の新聞、ラジオ、テレビを一括して掌握しておる会社が再びF Mもこれを持つというふうになると、都会の上空はあらゆる電波が乱れ飛ぶけれども、依然として難視聴区域に対しては届かないという、こういう現象が出るのではないかと、こういう私は心配をしておるわけなんです。が、そういう心配は杞憂に過ぎるようですよ。

○説明員(石川忠夫君) まず第一の、先生のおつしやいましたF M局が単独で採算的に成り立つかどうかという問題につきましても、いろいろな方がいろいろおつしやつてゐるわけでございます。現在F M放送の調査会におきまして、現在F M放送の問題だけではございませぬが、まあこの問題だけではございませぬが、非常に大きな問題点の一つとなつておられます。ただいまの現段階では、単独では成立しないんだと言ひ切れぬ。まあアメリカあたりではF M放送を単独でやつてゐるじやないかというふうなことをおつしやいます方があります。ただ、アメリカと日本との国柄、あるいは経営の仕方その他を考へてみますと、アメリカから成立するが、日本も成立するとも言ひ切れぬ点もあつて、まあそういうふうなことで、現在までのところは、実はF M放送が単独でやれるかどうかという点につきましても、はつきりやれないんだ、やれるんだ、というふうな、結論が出てゐない段階でございませぬ。したがつて、これは今までの既存の放送業者がやることになるんだという点もまあ言ひ切れぬ段階でございませぬ。経済的に見れば、既存の業者は演奏場その他を持つておられます、非常に経済的にできるといふことは考へられますが、現在までのところ、単独では成り立たないんだという結論にも達してありませんので、民放との関係は、まあその点だけではございませぬが、経営の面からもさらに検討をしなければならぬ問題となつてゐるわけでございます。

て大体わかつてゐるのですが、まだ研究中というふうなことでした。いつまで研究するの、この点非常に問題があるわけですが、NH Kとしては、免許されればいつでもスタートできるという準備はできてゐるのですか。

○参考人(渡上結君) おつしやるとございませぬ。本年は一応実験局、まだ正式にきまつておりませんから、実験局の形で、七局開設というつもりでおりますけれども、これまた政府の御方針いかんによりまして、弾力的に、必要に応じてはもっとふやします。また来年以降におきましては、一〇局、二〇局ぐらいはやるつもりでおります。

○野上元君 この問題はどの程度にいたしまして、今度NH Kとしては、教育放送を非常に新しいアイデアとして、三十八年度から盛り込まれるようですよ、これはどういふ構想ですか。

○参考人(前田義徳君) これは前回の臨時国会で、学校教育法の新しい法律がございまして、広域通信学校を設置することができるとを中心に考へまして、昭和三十七年度予算で御審議いただきたいと考へておりますが、東京に広域通信高等学校を作りますと、その教育方法としては、ラジオ、テレビを通じて通信高等学校講座を拡充強化する予定でおります。したがつてテレビにおきましては、これは予算案の中で私どもの希望を申し述べておりますが、三十七年度以降は、一日十八時間の放送を考へておりますし、それから教育テレビにつきましても、明年度以降一日一時間半の時間増をいたしたいと、こう考へております。これは現在

の全日制高等学校ないし定時制高等学校にも通ひ得ない方々のために、全国的にこの通信高等学校講座を放送いたしました、そのためのテキストも特別に考へたいと思つておりますが、このためには、現在でも、ラジオにおきましては約三〇%のスクーリングをNH Kの放送を聞けば免除されるというところになつており、テレビにおきましては約五〇%のスクーリング免除ができることになつておりますが、正式に通信高等学校にその講座を開きますためには、同時に法律によつて定められたスクーリングも必要でありまして、そのために広域通信高等学校を東京に設立して、NH Kの放送で勉強しておられる方々に、年間、法律によつて定められた時期をスクーリングの場にとつていたと、こう考へてゐるわけでございます。計画をいたしましては、昭和三十七年度に、もし予算の御承認をいただければ、直ちに学校法人としての通信高等学校設置の認可及び許可の手続をとりまして、同時に建設にかかりまして、そして昭和三十八年四月一日から開校したい。したがつて明年度の終わりに正式に学生を募集したい、このように考へております。

○野上元君 これは完全な一つの学校法のようなものな学校であつて、その目的は一つの資格を与える、免状を与えるということですか。単なる教養を高めるという程度のものでございませぬか。

○参考人(前田義徳君) これは、既存の教育関係の各法律にさらにプラスされた法律でございます。

○野上元君 そうすると、新しい立法が必要である、こういうことですか。

○参考人(前田義徳君) 前回の臨時国会において法律は成立いたしてあります。

○野上元君 その他いろいろと御質問申し上げたいことたくさんあるんですが、時間もきたようだし、計画立案者がどうも見えそりないもので、きよりの質問は一応これで終わります。

○委員長(安部清美君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安部清美君) 速記を起こして。

他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、本日のところ、この程度にとめておきます。

これにて散会いたします。

午前十二時散会

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易保険郵便年金福祉事業団法案(予備審査のための付託は一月二十五日)

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する諸願(第一七五八号)(第一七五九号)(第一八五七号)

一、電波法等改正反対に関する請願
(第一八三六号)

一、山形県村山市大高根地区を村山郵便局の郵便物集配地区に編入するの請願(第一八九二号)

第一七五八号 昭和三十七年二月二十三日受理
簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡久万町 宇福井町簡易保険加入者の会内 宇都宮音吉 外十四名

紹介議員 手島 栄君
簡易生命保険及び郵便年金加入者の利益を増進するため、その資金運用の範囲を拡大するとともに余裕金直接運用等完全なる運用権の確立を図りたいとの請願。

第一七九五号 昭和三十七年二月二十四日受理
簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願

請願者 北海道空知郡富良野町 東五条南三丁目富良野切手売捌人簡易保険組合内 阿部小一郎外三十二名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一八五七号 昭和三十七年二月二十七日受理
簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願

請願者 愛媛県今治市東門通今治郵便局簡易保険加入

者の会内 宮崎研一 外二名
紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一八三六号 昭和三十七年二月二十六日受理
電波法等改正反対に関する請願

請願者 東京都港区麻布市兵衛町二ノ四全日本海員組合本部内 中地熊造

紹介議員 森中 守義君
電波法、船舶職員法の改正法律案は、本国会に継続審査となつて持越されたが、この両法案は海運業者の経営上の方針から出されたもので、実情を無視した点が多く、全日本海員組合等はこれに強く反対しているところである。

両法案について日本船主協会は実情をゆがめた一方的な陳情宣伝を行なつてゐるが、(一)日本船舶は無線三直制を必要としていること、(二)海運企業基盤強化のために電波法を改正することは見当ちがひであること、(三)船舶無線通信士の需給関係のひつ迫は船主の責任であること、(四)電波技術の応用はますます船舶通信士の定員制確保を必要としていること、等の実情を勘案するときはまづたゞ不当なことであるから、両法案を廃案とするよう取り計らわれたいとの請願。

第一八九二号 昭和三十七年二月二十八日受理
山形県村山市大高根地区を村山郵便局の郵便物集配地区に編入するの請願

請願者 山形県村山市大字大高根 根山形原村山市大高根

地区部落連合会内 工藤春蔵外三十名
紹介議員 白井 勇君

山形県村山市大高根地区の郵便物集配は、目下のところ、その大部分が、白鳥郵便局扱いとなつてゐるため、村山局直配の地区に比して平常でさえ一日遅配、冬季間は二日も遅れるのが普通でまことに不便を痛感してゐる。地区民はもとより、地区内諸官庁公所は、特に不便を感じ、会議の案内等も、時によると間に合わないこともあり、急を要することは、それぞれの機関に電話で確かめなければ安心できないのが現状であるから、「地区内でも、大字田沢(宇新西部落)は、村山局扱いなのでこの不便はすでに解消された」一日も早く本大高根地区全域を村山局扱いに編入せられたいとの請願。

昭和三十七年三月十七日印刷

昭和三十七年三月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局